

第6章 電波障害

6-1 概要

両地区新建築物の存在が、テレビジョン放送電波（地上デジタル波）（以下、「地上デジタル放送電波」という。）の受信等に及ぼす影響について検討を行った。

6-2 予測

(1) 予測事項

両地区新建築物による地上デジタル放送電波障害（遮蔽障害及び反射障害）の程度及び範囲

(2) 予測対象時期

両地区新建築物の存在時

(3) 予測場所

障害が予想される範囲

(4) 予測方法

本編 10-3「予測」と同じとした。（本編 10-3(4) 「電波障害の程度及び範囲」（北地区：本編 p.323、南地区：本編 p.343）、資料 1 2 - 4（北地区：資料編 p.357、南地区：資料編 p.379）参照）

(5) 予測結果

両地区新建築物に起因して生じる地上デジタル放送電波の障害範囲は、表 6-2-1 及び図 6-2-1 に示すとおりである。

工事中及び存在時において、予測範囲周辺で新たに障害が生じた場合には、両地区新建築物との因果関係を明らかにし、両事業による影響と判断された場合については、各事業者が適切な対策を実施し、地上デジタル放送電波の受信に及ぼす影響を回避するよう努める。（本編 10-4「環境の保全のための措置」（北地区：本編 p.327、南地区：本編 p.347）参照）

表 6-2-1 障害発生範囲の予測結果

障害種別	局別	障害方向	障害面積 (km ²)
遮蔽障害	広域局	西南西	約 0.41
	県域局		約 3.98

注)1:障害面積は、図面より計測した。

2:障害面積には、名古屋市以外の値を含む。

3:障害方向とは、新建築物からの方向をいう。

4:反射障害は発生しないと予測される。

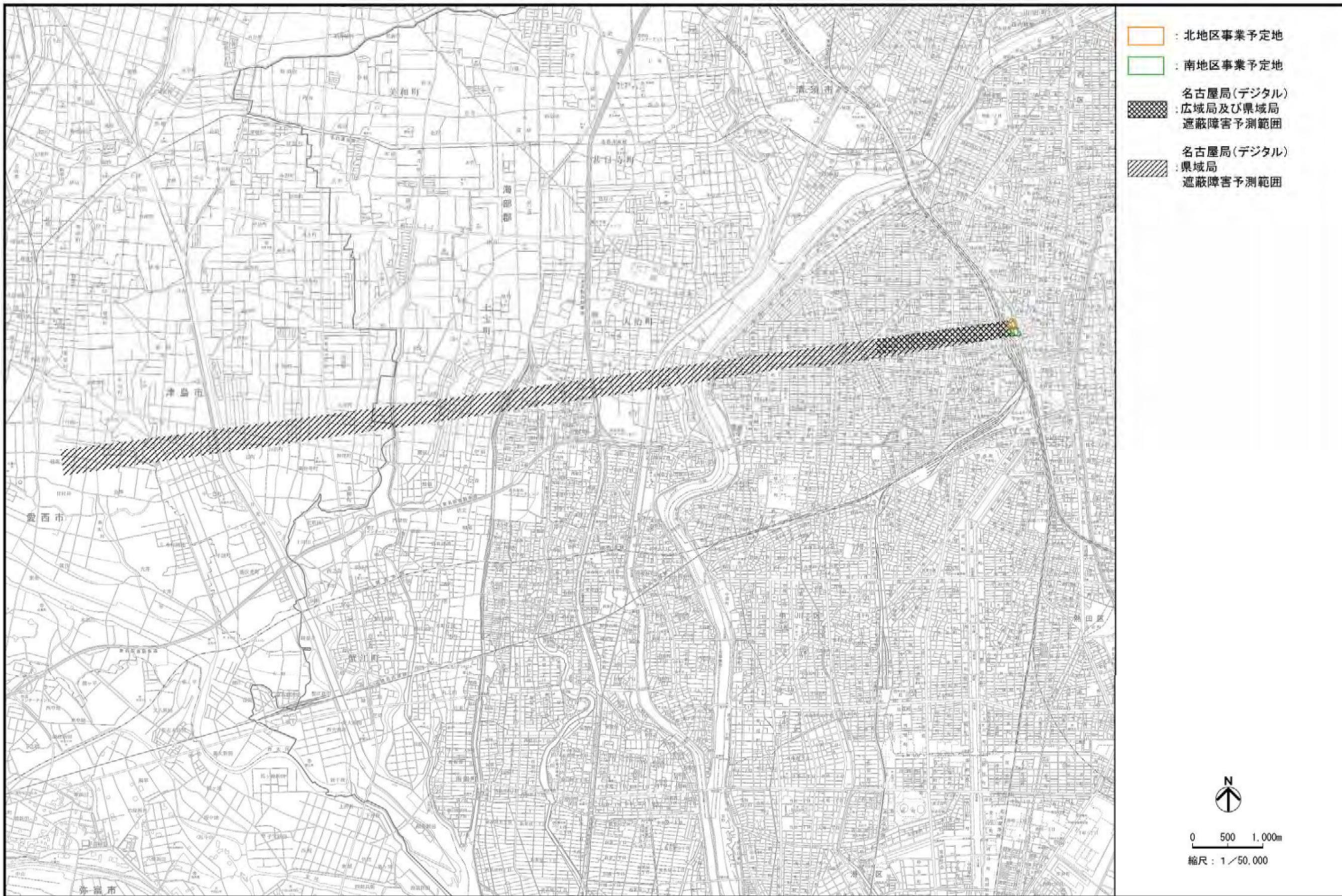


図 6-2-1 地上デジタル放送電波障害の予測範囲